

日本郵政グループ労働組合組員の皆さんへ

このパンフレットには「平成30年度 JP 労組 賠償責任保険制度のご案内（ゴルファー保険）（別冊）」がついています。あわせてお読みください。

JP労組

賠償責任保険制度のご案内

(ゴルファー保険)

団体割引 30%^(注) 適用!!

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

ゴルフプレー中のケガや賠償リスクへの備えは出来ていますか。
団体割引30%が適用された保険料となっております。
ぜひこの機会にご検討ください。



日本国内でラウンド中にホールインワンまたは
アルバトロスを達成し、達成の祝賀会の費用がかかった など

- ◇ 保 険 期 間 : 平成30年7月1日午後4時から平成31年7月1日午後4時までの1年間
- ◇ 申 込 締 切 日 : 平成30年5月25日(金)郵愛必着で加入申込票をご返送ください。
(締切を過ぎてしまった方、中途加入を希望される方には別途対応いたします。)
- ◇ 保 険 料 引 落 日 : 平成30年9月21日(金)
※保険料は9月21日にご指定のゆうちょ銀行口座より引落しとなります。
- ◇ 契 約 者 : 日本郵政グループ労働組合
- ◇ 申 込 人 : ①日本郵政グループの社員または退職者で、日本郵政グループ労働組合が
(加 入 者) 加入を認める方
②日本郵政グループ労働組合の役職員の方
- ◇ 記 名 被 保 険 者 : 上記申込人(加入者)のみです。

取扱代理店

株式会社 郵 愛

総合保険係

〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6
TEL 0120-025-375(無料)
FAX 0120-779-783(無料)

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

公務開発部 日本郵政室 TEL 03-3259-6682

日本郵政グループ労働組合

ゴルファー保険

団体割引
30%
適用!

こんなときにお役に立ちます。

① 賠償責任補償

海外も
補 償

ゴルフのプレー中に
他人に損害を与えたとき



具体例

- ★ゴルフ場のティーグラウンドでまわりを確認しないで素振りしたら、パートナーに当たってケガをさせた。
- ★前の組のプレーヤーが近い距離にいたにもかかわらず、キャディの確認を待たずにボールを打ち、前の組のプレーヤーにボールが当たってケガをさせた。
- ★自宅の庭で練習中に誤って隣家のガラスを割った。

など

② 傷害補償

海外も
補 償

ゴルフ場やゴルフ練習場で
ゴルファーご自身が
ケガをされたとき



具体例

- ★ゴルフ場でプレー中に後ろのパーティーのボールが当たってケガをした。
- ★ゴルフプレー中、くぼみに足をとられ転倒しケガをした。

など

③ 用品補償

海外も
補 償

ゴルフ場やゴルフ練習場で
ゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフ
クラブを損傷されたとき



具体例

- ★ゴルフ練習場でゴルフバッグが盗難にあった。
- ★ゴルフ場でプレー中に誤ってゴルフクラブを折ってしまった。

など

④ ホールインワン・費用補償

国内のみ
補 償

ラウンド中にホールインワン
またはアルバトロスを達成されたとき

〈ご注意〉

- 原則として、セルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
(セルフプレー時等キャディを同伴しない場合のお支払対象については、本パンフレット4ページの「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。)
- 複数の保険(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)にご加入いただいていても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。



支払限度額／保険金額と保険料

セット名 補償		A	B	C	D
支払限度額／保険金額		賠償責任補償			
支 払 限 度 額 ／ 保 険 金 額	傷害補償	死亡・後遺障害	500万円	750万円	1,000万円
	入院保険金(日額)	7,500円	11,250円	15,000円	15,000円
	通院保険金(日額)	5,000円	7,500円	10,000円	10,000円
ホールインワン・ アルバトロス 費用補償		1回 まで	30万円 まで	40万円 まで	50万円 まで
用品補償		15万円	20万円	30万円	30万円
年払保険料		4,540円	6,050円	7,900円	12,800円

※免責金額はありません。

※この保険の被保険者は、記名被保険者(加入者ご本人)のみです。

補 償 内 容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任保険金	保険期間中の日本国内外におけるゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人物（ゴルフカート等他人から借りたり預かつたりした物を除きます。）を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）から免責金額※を差し引いた額および訴訟費用（＊）等をお支払いします。</p> <p>（＊）引受保険会社の書面による同意が必要となります。</p> <p>（注1）法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、支払限度額が限度となります。</p> <p>（注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>（注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や支払限度額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ●他人から借りたり預かつたりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●自動車（ゴルフ場敷地内※におけるゴルフカートを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動に起因する損害賠償責任 ●地震、噴火または津波に起因する損害賠償責任 <p>など</p>
★ゴルフ死亡保険金 （傷害補償特約）	保険期間中の日本国内外におけるゴルフ場敷地内※でゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 <p>など</p>
★ゴルフ後遺障害保険金 （傷害補償特約）	保険期間中の日本国内外におけるゴルフ場敷地内※でゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、傷害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、傷害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 <p>など</p>
★ゴルフ入院保険金 （傷害補償特約）	保険期間中の日本国内外におけるゴルフ場敷地内※でゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガ※のため、入院※された場合	[傷害保険金額の1.5／1,000] × [入院日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては入院保険金をお支払いしません。また、お支払とする入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
★ゴルフ通院保険金 （傷害補償特約）	保険期間中の日本国内外におけるゴルフ場敷地内※でゴルフの練習、競技または指導中の事故によるケガ※のため、通院※された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	[傷害保険金額の1／1,000] × [通院日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払とする通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

※を付した用語については、5ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。

（各欄の初出時のみ※を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフ用品補償特約	<p>保険期間中の日本国内外におけるゴルフ場敷地内[※]でゴルフ用品^(*)の盗難およびゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合</p> <p>(*) 「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有する加入者証記載のゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。</p> <p>(注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に生じた場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。</p>	<p>被害物の損害額（被害物の修理費または時価額[※]のいずれか低い方が限度となります。）をお支払いします。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じことがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族[※]の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●ゴルフ用品の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ●ゴルフ用品の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>日本国内のゴルフ場[※]において被保険者が達成した次のホールインワン[※]またはアルバトロス[※]について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>① 次のアおよびイの両方が目撃[※]したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>ア. 同伴競技者[*]</p> <p>イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ[※]等。具体的には次の方をいいます。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入りする造園業者・工事業者 など</p> </div> <p>(注) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>② 達成証明資料^(*)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書^(*)により証明できるものに限ります。 <p>(*) 「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(*) 「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 <p>(注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額をお支払いします。</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用^(*)</p> <p>イ. 祝賀会に要する費用</p> <p>ウ. ゴルフ場[※]に対する記念植樹費用</p> <p>エ. 同伴キャディ[※]に対する祝儀</p> <p>オ. その他慣習として負担することが適當な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。）</p> <p>(*) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワン[※]またはアルバトロス[※]ごとに保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じことがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<p>●日本国外で達成したホールインワン[※]またはアルバトロス[※]</p> <p>●ゴルフ場[※]の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>●ゴルフ場の使用人^(*)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>など</p> <p>(*) 「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>

※印の用語のご説明

用語	説明
ア行 アルバトロス	ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
因行 ギブス等	ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
頭(けい)部症候群	いわゆる「むちむち症」をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
後遺障害	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。
誤嚥(えん) ゴルフ場	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。 ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約をセットした場合
ゴルフ場敷地内	日本国内に所在する9ホール以上を有するものに限ります。
サ行 再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
因行 治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
漏水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
ナ行 入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
ハ行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
マ行 免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

ご注意いただきたいこと

●この保険は日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。

●<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、下記補償の対象となります。）。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、ゴルファー傷害補償特約の通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●ゴルファー傷害補償特約の死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

●ゴルファー傷害補償特約の死亡保険金以外の保険金は、被保険者にお支払いします。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

支払限度額・保険金額（ご契約金額）

保険期間（保険のご契約期間）

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更など）

・既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & AD インシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。